

富山 茂 様

村山 義明 様

基山町 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和4年11月14日付けでご提案がありました町道三ヶ敷村中2号線の路面改良及び側溝整備・一部拡幅につきまして回答いたします。

- ① 町道三ヶ敷村中2号線の路面改良（舗装）につきましては、現時点では道路全面の舗装補修を行う計画はありませんが、一部舗装が剥れている箇所につきましては現場を確認して補修を行っております。今後も通行に支障のないよう維持管理を行ってまいります。
- ② 道路の一部拡幅につきましては、道路用地の提供など沿道地権者の方をはじめ地域の方々の協力が必要となります。今後、皆様からのご意見、ご要望を伺いながら検討していきたいと考えております。
- ③ 園部376番地の浸水対策につきましては、令和5年の梅雨前に道路横断側溝を設置いたします。
- ④ 水路の一部蓋掛けにつきましては、設置に向けて地元関係者と協議してまいります。
- ⑤ 水路サイドのフェンスの修繕につきましては、令和5年度中に改修を行います。

2. 取扱いの理由

- ① 町道の舗装補修については、「舗装維持管理計画」に基づき計画的に補修を行うこととしていますが、三ヶ敷村中2号線は短期的に補修を行う路線に該当していないため、計画修繕の時期が来るまで部分的に補修を行っていきます。
- ② 道路の一部拡幅については、道路用地の提供など地域の協力を得ながら検討していきます。
- ③ 園部376番地の浸水対策については、現地を確認したところ道路勾配が民地側に傾斜しているため、令和5年の梅雨前に道路内に横断側溝を設けて雨水排水の改善を図ります。
- ④ 水路の一部蓋掛けについては、構造安全性に問題があるため既存水路を活用した蓋の設置は出来ませんので、別の設置方法について水利権者や地元関係者と協議を行っていきます。
- ⑤ 水路サイドのフェンスの修繕については、水路側に大きく倒れており水路への転落防止の役割を果たしていないことから改善する必要があります。

3. その他